

審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第5回座間市市民協働推進条例検討委員会		
開催日時	平成26年1月16日（木） 午前10時から12時まで		
開催場所	市役所3階 第2会議室		
出席者	小池秀司（委員長）、久住剛（副委員長）、長野基、小野田順子、横谷光男、横田登美子、遠藤春海、市川智、小林智之、伊藤信裕		
事務局	市民部市民協働課（大矢担当課長、山本主幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	1 人
議題	条例素案及び前文の検討、市民説明会等の今後の進め方		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 前回会議録 ③ 条例素案・前文 ④ 協働事業の一覧 ⑤ タイムスケジュール修正案 ⑥ 市民説明会次第案		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 素案・前文の検討 (2) 今後の進め方について ①パブリックコメントについて ②市民説明会について (3)その他 4 閉 会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) 素案・前文の検討</p> <p>事務局より、前回の宿題についての報告及び素案の説明がありました。</p> <p>委員長より素案について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の定義において、組合系や生協系組織はどこに属することになるのか。 ・市民活動団体の定義にある「不特定多数の利益」を「公共の利益」という表現に変え幅広く捉えた方がよいのではないか。また、ボランティア団体などの「など」に共益的・互助的な団体も含まれるのではないか。 ・「地縁による団体」も共益的な組織なので、第2条第3項第2号に含めることとし、削ってもいいのではないか。 ・自治会の方々は自らを「市民活動団体」とは認識していないので、市民等の定義から削ると自分たちは排除されたと誤解を招く恐れがあるので地縁団体は定義しておく方がよいのではないか。 ・「市民活動団体」の定義に関しては、既存のものと馴染まないとサポートセンターの実務などに影響が出かねない。 ・共益的な団体については、第2条第3項第3号と第4号の間に新しく定義した方がよいかもしれない。 ・公益活動を第一義ないし第二義として掲げていれば、宗教団体も含まれてしまわないか。 ・常識的に考えれば、宗教法人や暴力団のような反社会的な組織と自治体が協働することはないと思う。あえてそれを明記するならば規則でよいと思う。 ・「市民等」の中の「NPO法人・ボランティア団体」という表現は重複していると思うので、どちらかを削ってみてはどうか。 ・法人格の有無を表現している所なので、一般的な言い回しでもありませんのでこのままでよいのではない。 ・市民が読むことを前提とすればよりわかり易い共通のイメージが浮かぶ現行の表現でよいと思う。
-------------------------------------	---

- ・「事業者」の定義は、他市条例だと「市内に～」という形が多いですが。また、個人が含まれる表現も多いです。
- ・「市内に～」という表現を外したのは、市外の事業者も協働の相手として想定できるからではないですか。また、個人に関しては併記すればいいのではないかと。「営利を目的に事業を営む個人及び法人」とすれば問題ないではないかと。
- ・「協働事業」の定義を第2条に入れるのは実質的な意味が無いように思う。条例内の「定義」とは、その条例内の用語に紛れがないようにするものなので、それ以上の意味を含めたいのであれば第7条に定義も含めて書き込んではどうか。
- ・第2条に第7条すべてを移動するのはどうですか。
- ・協働という広い枠組みの中に、協働事業が限定的にあるという考え方を出しているのであり、協働一般の考え方ではなく、協働事業と協働は枠が違うものだという事をここで言いたいのではないかと。ここに定義していることは害になるわけでもないで、ここに置いていて良いと思う。
- ・現行のままの方が体裁が良いように思う。
- ・協働と協働事業に関しては以前から議論になっているテーマなので、第2条に定義する形で良いと思う。
- ・前回の会議で意見がありましたが、基本計画や施策といった内容は規則で定め、定期的な見直しに関しても規則で定めようと考えます。
- ・第8条第2項に関してですが、市民等と市民等の交流を促進する、たとえば「中間支援機関」を市が支援するといった内容を書いてはどうか。
- ・第8条は「多様な協働」なので、協働事業が含まれないため、第6条の基本施策に入れた方がいいのではないかと。
- ・第1条「住みよいまちづくり」という表現では産業や経済の活性化が入らないのですか。
- ・住みよいまちづくりは、何かを排除するものではないと思う。
- ・住みよいというのは、生活全体が豊かになるイメージを想起するので、問題ないと思う。
- ・第9条の定数は、協働のまちづくり条例にならって、10人ということが良いのではないかと。

—————前文の検討—————

(2) 今後の進め方について

事務局より、パブリックコメントと市民説明会についての説明がありました。

委員長より、スケジュール等の説明について委員に意見を求めたところ以下のような意見が出されました。

- ・規則づくりと並行して、今後、できた条例を活かせるような事業の検討について、議論していただきたい。
- ・この条例で直接影響を受ける人たちに対しては意見を欲しいという一文を告知文に入れてもらいたい。
- ・ワーキンググループがチラシを作るのであれば、この中に告知を入れて、さらにパブコメも併せてやっていると入れてみてはどうか。
- ・表題については、ただ単に市民説明会開催とするのでは人は集められないので、「ぎまの法律をみんなで作ろう」のような表題にするのはどうか。
- ・主催、共催、協力を明確にするべき。
- ・骨格はよいが、もっとみんなが行かなきゃならないと思わせるような内容にしてもらいたい。

委員長より、ワーキンググループに対して、意見を求めたところ、ワーキンググループより、市民説明会における自分たちの役割と市民説明会用のチラシ案を委員に配布し、説明しました。

- ・委員より、ワーキンググループについては、新年度以降も是非継続して欲しいとの要望がありました。
- ・ワーキンググループがレポーター役になって、聞き取りをするのはどうか。
- ・質疑応答で多くの意見が出ると思うので、当日書記役がいた方がわかりやすいのでは。
- ・条例づくりが一生の思い出になるよということを市民に伝えてもらいたい。

委員長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。